

居宅介護、同行援護及び行動援護事業者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課長
(公印省略)

令和 6 年度加算要件の見直しに係る届出の提出について
(居宅介護、同行援護及び行動援護)

平素より、東京都の障害者施策の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、令和 6 年度加算要件の見直しによる変更届出について、下記のとおり特例の措置を設けますので、加算を取得される事業所におかれましては、期限までに届出の提出をお願いいたします。

記

1 令和 6 年度加算要件の見直し

(1) 居宅介護

- ・ 特定事業所加算 (I)
- ・ 特定事業所加算 (III)
- ・ 特定事業所加算 (IV)

(2) 同行援護

- ・ 特定事業所加算 (I)
- ・ 特定事業所加算 (II)

(3) 行動援護

- ・ 特定事業所加算 (I)
- ・ 特定事業所加算 (II)
- ・ 特定事業所加算 (III)
- ・ 特定事業所加算 (IV)

なお、いずれの加算についても既に加算を取得しており、変更がない場合は届出の必要はありません。

2 令和 6 年度報酬改定事項の詳細について

改定内容の詳細（報酬改定の概要、告示、省令、留意事項通知、解釈通知及び Q & A 等）については、令和 6 年 4 月 9 日付 6 福祉障地第 46 号「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定による運営基準の改正点等について」及び厚生労働省のホームページを参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

3 加算に係る届出の提出

(1) 提出期限について

令和 6 年 4 月 1 日から見直しされた加算に係る届出については、以下の期限までに御提出ください。

※令和 6 年度報酬改定により見直しされた要件を用いて、令和 6 年 4 月 1 日付で加算を取得する場合のみ、以下「ア」の期限までに御提出ください。令和 6 年 5 月以降に加算を取得する場合は、以下「イ」の期限までに御提出ください。

ア 令和 6 年 4 月 1 日の適用

イ 令和 6 年 5 月 1 日以降の適用

令和 6 年 4 月 1 7 日（水曜日）消印有効

前月の 1 5 日まで

(1 5 日が休日の場合には、前営業日まで)

(2) 届出様式について

東京都障害者サービス情報の書式ライブラリーより書式をダウンロードし御提出ください。

ダウンロード先 東京都障害者サービス情報＞書式ライブラリー＞A【訪問系サービス】指定申請書・変更届等（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度包括）

<https://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=079>

(3) 提出先

〒163-0718

東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング18階

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 障害福祉事業者指定室

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護）

※令和5年4月1日より、障害福祉サービス事業等に係る各種届出等の受付窓口が上記に変更となっております。

※東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課在宅支援担当に郵送されましても、受け付けることが出来ません。

【問合せ先】

（制度に関すること）

東京都福祉局 障害者施策推進部

地域生活支援課 在宅支援担当

電話：03-5320-4325（直通）

（届出に関すること）

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部 障害福祉事業者指定室

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護）

電話：03-6302-0257（直通）